

## [ EcoOne GreenLake サービス 約款 ]

クラウド環境における標記サービスの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

### [1] サービス提供者

本サービスは、日本ヒューレット・パッカート合同会社(以下、「HPE」という)(ディストリビューター:SB C&S株式会社)をサービス提供者として提供されます。

### [2] サービスの内容

- 1.お客様は、お客様が指定する環境に設定する対象ハードウェアおよびインターネット環境を通じ、JBCCまたはサービス提供者が別途メール等の方法により通知・指定するクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
- 2.サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。

### [3] 対象ソフトウェアおよび対象ハードウェア

本サービスの対象ソフトウェアおよび対象ハードウェア(以下、「対象機器等」という)は、サービス明細またはHPE GreenLakeサービス仕様書(以下、「サービス仕様書」という)に記載するものとします。

### [4] 対象ソフトウェアおよび対象ハードウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象機器等の機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

### [5] ライセンス

別段の定めがある場合を除き、対象機器等のライセンスは、該当する1ライセンス(ハードウェアの台数を含む)の有効期間中サービス規程の定めに従いライセンスを付与された利用者のみ利用することができるものとします。  
お客様は、契約期間中、対象機器等のライセンス数(ハードウェアの台数を含む)を削減することはできません。

### [6] サポートサービス

- 1.JBCC またはサービス提供者はサポートサービスとして利用方法等に対する問合せ受付を実施します。サポートサービスの問合せ先および提供時間帯は、サービス規程の定めにかかわらず、本契約締結後、お客様に対してメールにて送付する「ご利用開始のご案内」に記載のとおりとします。変更があった場合は、別途お客様に対しメール等の方法により通知されるものとします。2.サポートサービスの提供の有無、その内容・提供時間、その他提供条件等は JBCC またはサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。

### [7] オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加/向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス仕様書に記載するものとします。サポートオプションがある場合、その内容は、特則条項に記載のとおりとします。

### [8] サービス料金

- 1.利用料  
(1)本サービスの利用料は、月額固定制の固定料金と従量制の併用とします。詳細は、サービス明細に記載のとおりとします。  
(2)サービス明細にてオプションを選択した場合、別途料金が発生します。お客様は、オプションを単独で購入することはできません。料金は購入した月分から発生し、日割り計算はされないものとします。
- 2.その他料金  
前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

### [9] サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程は、HPE GreenLakeサービス仕様書を指すものとし、その他HPEが定める提供条件および保証書等も含まれるものとします。お客様は、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。

### [10] 契約期間

- 1.共通契約条項の定めにかかわらず、本サービスの契約期間は、対象機器等の納品後、JBCC が発行する「納品確認依頼書」または「Greenlake Flexible Capacity インストール完了通知レポート」に記載の「Installation Notification Date (インストール完了通知日、GL サービス開始日)」(以下、「サービス開始日」といいます)から開始され、実際の契約期間(サービス提供期間)はサービス明細に記載されるものとします。ただし、本サービスの契約期間は、最低 36 ヶ月間を下回ることにはないものとします。なお、サービス仕様書にサービス開始予定日が記載されることがありますが、当該日付はあくまで予定日であり確定日付ではありません。
- 2.契約期間経過後、本サービスの利用を継続する場合は、別途ご契約いただくことを要するものとします。
- 3.契約期間中の中途解約は認められないものとします。契約期間中に早期解約をする場合、サービス明細に定める早期解約料金が発生するものとします。4.本契約締結後、対象機器等の追加等が発生した場合、追加分についての契約期間は、別途協議の上決定するものとします。

## 特則条項

### [11] サービス提供方法に関する特則

- 1.上記[2]の記載にかかわらず、本契約に基づき提供されるサービスのうち、管理ツールとしての HPE GreenLake Central はサービス規程に従いクラウド基盤上で提供されますが、その他の対象ハードウェアについては共通契約条項の記載にかかわらず、お客様環境に設置されてご利用いただくものとし、インターネット環境を通じて提供されることはないものとします。
- 2.本サービスの利用開始にあたり、お客様への納品完了後に、初期インストレーション作業、HPE メータリングインストール環境の整備、その他お客様の要望等に応じて必要と判断される作業(以下、「初期導入作業」といいます)、HPE が実施する HPE メータリングインストール稼働確

認等が必要です。初期導入作業を JBCC が行う場合は別途ご契約いただくものとし、初期導入作業の詳細については、サービス明細に記載のとおりとします。また、サービス開始日後に、対象機器等の上で稼働するアプリケーションやその他のソフトウェア等の利用にあたり、別途構築作業等が必要になる場合があります。JBCC またはその他の第三者が当該作業を行う場合には、別途ご契約が必要となります。

3. HPE メータリングインストール、稼働確認等の作業完了後であっても、サービス開始日までの間は、お客様は本サービスの利用をすることはできません。万が一お客様による利用が確認された場合は、JBCC は利用料金を請求することがあるものとします。
4. お客様は、本サービス実施のために必要となる場合は、共通契約条項第 9 条に追加して、以下の事項およびサービス仕様書において必要と定める事項を実施するものとします。
  - (1)JBCC または HPE が適時、適切かつ安全な作業を実施できるよう対象機器等所定の稼働環境を保持すること。
  - (2)本サービス提供時において障害となる可能性のある、対象機器等でないプログラム、データおよび取り外し可能なそれらの記録媒体ならびに非純正部品、機構、付加物または JBCC または HPE 以外の者による改造等を取り外すこと。

[12]HPE GreenLake に関する規約

本サービスの利用にあたり、お客様は、サービス明細記載の HPE GreenLake に関する規約(以下、「本規約」といいます)を遵守するものとします。本規約は、HPE が定める提供義務を明示的に示す目的でサービス仕様書から転記されています。サービス明細の該当の記載とサービス仕様書の記載が異なる場合は、サービス仕様書の記載が優先するものとします。

[13]その他

本契約に定めがない事項については、本契約の他、互いに信義誠実の原則に基づいて対応するものとします。